

ケアラー支援対応検証事業 業務委託仕様書

1 委託業務名

ケアラー支援対応検証事業

2 履行期間

契約締結の日から令和8年10月30日（金）まで

3 業務の目的

2025年に団塊の世代全てが75歳以上の後期高齢者となるなど、ケアラー支援は、社会全体で向き合うべき構造的課題であり、将来に渡って社会全体で支援体制を強化しなければならない持続的なテーマである。

本県では、これまで介護離職ゼロ社会の実現に向け、「ケアラー支援推進本部の創設（R6.7月）」から「ケアラー支援推進パッケージの策定（R7.5月）」までの約1年間という短期間で、デザイン思考の導入やソーシャルイノベーションセンターとの連携など、多くのステークホルダーを巻き込みつつ、社会経済情勢の一步先を見据えて施策を推進してきた。

このため、引き続きケアラー支援を効果的に推進するとともに、他施策の立案への活用や高度化を図るため、ケアラー支援に携わった関係者などへの取材を通じ、深い考察と的確な評価を行うことにより、対応プロセスを検証することを目的とする。

なお、本委託業務の成果物は、行政関係者の参考資料としてはもとより、県民のリテラシーの向上にも資するよう、親しみやすい記録文書とすることを旨として作成すべきものである。

(※) 本県が取り組んできた主なケアラー支援の例示

- ・山梨県ケアラー支援推進本部の創設
- ・ケアラー実態調査の実施
- ・やまなしケアラー支援ポータルサイトの構築
- ・山梨県ケアラー支援推進パッケージ（フェーズ1）の公表
- ・経営者・管理職向けセミナーの開催
- ・ケアラーサポーター養成講座の開催
- ・仕事と介護両立支援ハンドブックの作成
- ・山梨県発・新Podcast番組「やまなし♥つながる時間」の配信開始
- ・ケアラーシンポジウムの開催
- ・国への要望 →

骨太の方針2025に「ケアラーへの地方公共団体の取組を支援する」旨が明記

4 業務内容

(1) 実施計画書の提出

受託者は、企画提案書の内容をもとに、検証・記録の体制を構築し、以下の業務内容に係る実施計画書を提出すること。

(2) 検証

ア) 検証対象

本県のケアラー支援推進体制の構築、施策等の全般

イ) 検証対象期間

令和6年4月から令和8年6月まで

(但し、令和8年10月末までの期間についても可能な限り対象とする)

ウ) 検証項目・内容

本業務の目的である本県がこれまで行ってきたケアラー支援に関する取り組み・プロセス等を検証して、その成果や問題点、改善点を明らかにするとともに、国や市町村、民間事業者等の関与のあり方等にも検証を加え、県のみならず全ての県民が今後のケアラー支援策に活用することを踏まえた検証項目・内容とすること。

エ) 検証方法

介護、高齢・障害・労働福祉、行政等の外部有識者の意見聴取など、検証の客観性、専門性、公正性を確保する体制を整えること。

オ) 検証に必要な資料・情報の収集

検証に必要な県が保有する行政文書その他の資料は、受託者の求めに応じて県から開示・提供する。その他の資料・情報については、受託者自ら関係者への取材、アンケート等を用いて収集すること。

(3) 記録文書の作成

(2)の検証結果に基づき、50ページ程度の記録文書を作成すること。

3の業務の目的を踏まえ、本県のみならず、国、地方公共団体、民間事業者、県民など、ケアラー支援に関わるあらゆるステークホルダーにとって、今後、どのように対応すべきかの指針となる内容とし、特に、一般県民(国民)が読者であることを想定して作成すること。

5 成果品

本業務に関する成果品は次のとおりとし、詳細は契約時に山梨県と協議の上、決定する。

(1) 紙媒体

本業務で実施した検証・記録を整理し、報告書としてとりまとめること。

① 報告書(本編) 300部

② 報告書(概要版) 300部

※図書の体裁A4判縦、横書き、フルカラー、作図等は適宜

(2) 電子媒体

(1)の電子データ windows 対応の電子媒体(CD-R等)に格納し、1部提出すること。

データは基本的に編集可能な形式（MS-word、MS-Excel、MS-PowerPoint 等）及び印刷可能な解像度の PDF 形式で納入すること。

(3) 著作権

本業務の実施で得られた成果、情報等については、山梨県に帰属する。

6 業務上の留意事項

- (1) 受託者は、具体的な業務内容や進め方等について、県の求めに応じて県の意見を聴取すること。
- (2) 県は本業務を円滑に遂行するため、委託業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- (3) 受託業務の遂行上知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。委託業務が完了し、又は解除された後においても同様とする。
- (4) 成果品及び資料等について、著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）、所有権等、その他の一切の権利は委託者に帰属するものとし、山梨県の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。また成果品及び資料等の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。
- (5) 委託業務の成果物に使用する映像、音楽、写真、イラスト、その他の資料等について、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続き及び使用料等の負担は受託者の責任において行うこと。
- (6) 著作権、肖像権等、他の人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- (7) 本仕様書に定める事項のほか、山梨県財務規則及び関係法令を順守すること。
- (8) 当該仕様書に記載されていない事項や疑義が生じた場合は、委託者と受託者双方が協議をして、これを処理すること。
- (9) 本業務の履行にあたって知りえた個人情報の取り扱いについては、山梨県個人情報保護条例（平成16年条例第35号）に則り、個人情報の適切な取り扱いの確保を図ること。
- (10) 委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。但し、契約業務の一部を委託する場合については、山梨県の承諾を得るものとする。

【問い合わせ先】

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（本館3階）

山梨県高度政策推進局 高度政策企画イニシアチブ

電話：055-223-1842

FAX：055-223-1776

メールアドレス：koudo@pref.yamanashi.lg.jp